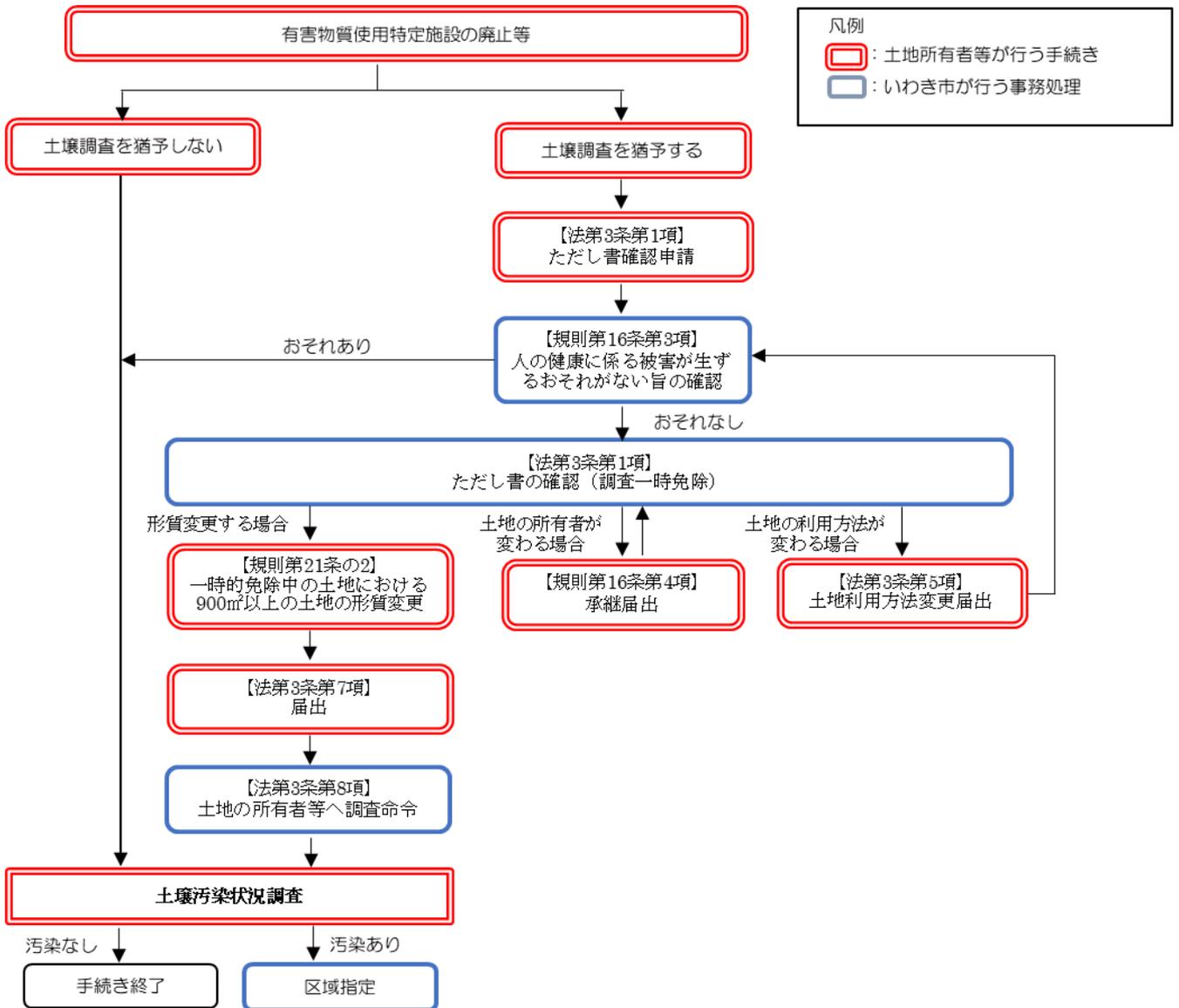


特定有害物質使用特定施設を廃止した場合の手続について（土壌汚染対策法第3条関係）

法第3条第1項の規定により工場・事業場の敷地に係る土地の所有者等は、有害物質使用特定施設の使用を廃止（又は有害物質の使用の廃止、下水道法に基づく変更届出）した場合、当該土地において土壌汚染の状況を指定調査機関に調査させ、その結果をいわき市長に報告することが定められています。土壌汚染状況調査は、国又は県が指定した指定調査機関により行う必要があり、当該調査結果の報告期限は、調査の義務が発生した日から起算して120日以内となっています。

○ 手続きフロー図

法第3条関連の手続についてフロー図を示します。



○ 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査
について（法第3条）

1 調査・報告の対象となる土地

① 法第3条第1項

使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地

2 調査・報告義務者

調査・報告義務者は「有害物質使用特定施設の使用が廃止された時点の土地の所有者等」です。土地の所有者等は土壌調査を実施し、その結果について報告する義務があります。

土地の所有者等が特定施設の設置者と異なる場合には、いわき市から土地の所有者等に、有害物質使用特定施設が廃止された旨等を通知します。（有害物質使用特定施設使用廃止通知書（法第3条第3項））

※土地の所有者等とは、土地の所有者、管理者、占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し、調査・申請の実施主体として最も適切な一者に特定されるもので、通常は土地の所有者が該当します。

3 報告期限

調査の義務が生じた日から起算して 120 日以内に調査を実施し、報告する必要があります。

※調査の義務が発生した日とは

- 土地の所有者等が有害物質使用特定施設の設置者である場合
→施設の使用廃止日
- 土地の所有者等が有害物質使用特定施設の設置者でない場合
→土地の所有者等が法第3条第3項の通知を受けた日

※期限内に報告できない特別な事情がある場合、「土壌汚染状況調査結果報告書期限延長申請書」をいわき市へ提出し、期限までに認められた場合には報告期限を延長することができます。

※土地の利用状況について一定の条件を満たす場合、その状態が継続する間は調査実施の一時的な猶予が受けられます。この場合、「土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書」をいわき市へ提出し、確認を受ける必要があります。

○ 土壌調査の一時的な猶予申請について（ただし書の確認申請（法第3条第1項））

有害物質使用特定施設を廃止した際、調査義務の対象となる土地が引き続き工場・事業場の用途に利用される場合など、予定されている土地の利用方法からみて、土壌汚染による人の健康被害が生ずるおそれがないといわき市長の確認を受けた場合に限り、調査の実施を一時的に猶予しています。

1 ただし書の申請要件（法第3条第1項）

次の要件のいずれかに該当する場合、土壌調査が一時的に免除されます。

- ① 工場または事業場の敷地として利用される場合
- ② 小規模な工場・事業場において、事業用の建築物と工場・事業場の設置者の居住用の建築物とが同一か又は近接して設置されており、かつ、当該居住用の建築物に当該設置者が居住し続ける場合
- ③ 操業中の鉱山及びその附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山等の敷地である場合

ただし書は、あくまで調査の猶予であり、将来的に調査を行う必要があることに御留意ください。ただし書の申請の後、ただし書範囲の確認のため、市職員が現地を確認する場合がありますので、その際には御協力をよろしくお願いいたします。

2 申請者について

申請者は、「有害物質使用特定施設の使用が廃止された時点の土地の所有者等」又は「有害物質使用特定施設の廃止等についての通知（有害物質使用特定施設使用廃止通知書（法第3条第3項））を受け取った土地の所有者等」です。

○ ただし書の確認後の手続きについて

ただし書を受けた土地では、以下の1,2の場合、届出が必要となりますので、提出漏れが無いよう注意してください。

1 土壌調査の一時的猶予中の土地の利用方法の変更について（法第3条第5項）

ただし書きで調査を猶予された土地の利用目的が変更になった場合は、あらかじめ「土地利用方法変更届出書」の提出が必要です。利用方法が変更になった場合は、変更後の土地の利用方法からみて人への健康被害が生ずるおそれがないかどうかを判断し、おそれがある場合はただし書の確認を取り消し、調査義務が課されることとなります。

2 土壤調査の一時的猶予中の土地の所有者等の変更について（法施行規則第 16 条第 4 項・5 項）

ただし書きで調査を猶予された土地の所有者等が変更になった場合は、遅滞なく「承継届出書」の提出が必要です。

○ 土壤調査の一時的猶予中の土地における形質変更について（法第 3 条第 7 項・8 項）

1 届出要件

法第 3 条第 1 項のただし書きの確認を受け、調査の実施を一時的に免除された土地において、**900 m²以上の土地の形質の変更**を行う場合は、あらかじめ、「一定規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第 6）」をいわき市長に届出しなければなりません。いわき市長は、届出を受けた場合は、土地の所有者等に対し、当該土地の土壤汚染の状況を指定調査機関に調査させ、その結果をいわき市長に報告すべきことを命じます。

・届出の対象外となる工事について

非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は次の①から③のすべてに該当する場合は対象外となります。

- ① 区域外への土壤の搬出がない
- ② 周辺への土壤の飛散・流出がない
- ③ 形質変更の深さが全て 50cm 未満である

2 届出義務者について

届出義務者は、「**ただし書の確認を受けた土地の所有者**」です。